

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第5条関係） 1～6 略 7 非紹介患者初診加算料		別表第1（第5条関係） 1～6 略 7 非紹介患者初診加算料	
区分	金額	区分	金額

健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	初診料算定 1回につき 2,700円
	鳥取県立厚生病院	初診料算定 1回につき 1,620円

8～10 略

備考 略

健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	鳥取県立中央病院	初診料算定 1回につき 2,700円
	鳥取県立厚生病院	初診料算定 1回につき 1,620円

8～10 略

備考 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。